

令和6年度
「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成事業
(全ト協申請受付事務取扱)
のご案内

公益社団法人奈良県トラック協会

1. 事業趣旨

公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「地方ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」、以下「本制度」という。）の認証取得（新規認証または継続申請）をした場合、その費用の一部を助成する。

2. 助成対象

助成の対象となる経費は、事業者が負担した次に掲げる本制度の認証取得のためにかかる以下の費用とする。

- (1) 新規取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料
- (2) 同位認証継続にかかる審査料・登録料
- (3) 三つ星の新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料

3. 実施期間

令和6年4月1日～令和7年1月31日までとする。

※上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で終了する。

4. 助成額

- (1) 新規取得は3万円を上限として交付する。
- (2) 同位認証継続は2万円を上限として交付する。
- (3) 三つ星の新規取得は5万円を上限として交付する。

5. 助成金の申請

助成金の交付を受けようとする事業者は、「「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成申請書【事業者→地方ト協】」に必要事項を記入、必要書類を添付のうえ、地方ト協に提出しなければならない。

6. 助成金の交付

地方ト協は、事業者から申請があった場合には、その内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、全ト協に報告及び助成金の請求をする。

地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者へ交付する。

7. 助成金の返還

全ト協は、次のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

なお、返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

8. 経過措置

本事業については、前年度（令和5年度）に認証申請した分についても、助成の対象とする。

9. その他

助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

地方ト協の会費の滞納がある事業者は本助成金の申請をすることができない。

以上